

【資料1】ビジネスと人権条約 各草案の変遷

	ゼロ草案 (2018)	第3改訂草案 (2021)
定義 (1条)		<p>1.1 「犠牲者」とは、①ビジネス活動に関連する作為または不作為によって、②人権侵害となる危害を受けた、③個人または集団で、国籍や居住地を問わない。</p> <p>1.2 「人権侵害」とは、①ビジネス活動に関連する作為または不作為によって受けた直接的または間接的な危害で、②安全、清浄、健康的かつ持続可能な環境への権利を含む、③国際的に承認された人権および基本的自由の完全な享受を妨げるものである。</p> <p>1.3 「ビジネス活動」とは、①自然人または法人（国営企業、金融機関および投資ファンド、多国籍企業、その他の企業、ジョイントベンチャー等を含む）が行う、②経済的その他の活動で、③これには、商品およびサービスの製造、生産、運輸、流通、商業、マーケティングおよび小売を含むが、④これらに限定されるものではない。</p> <p>1.4 「越境的性格のビジネス活動 (business activities of transnational character)」とは、1.3条に定めるビジネス活動で、</p> <p>a. 2以上の管轄権または国でなされるもの。</p> <p>b. 1つの国内でなされるが、その準備、計画、指揮、統制、企画、運営、製造、保管または販売のかなりの部分が他の管轄権または国におけるビジネス関係を通じてなされるもの。</p> <p>c. 1つの国内でなされるが、他国または他の管轄権において重大な影響を及ぼすもの。</p> <p>1.5 「ビジネス関係」とは、①ビジネス活動（支社、下部組織、代理店、サプライヤー、パートナー、ジョイントベンチャー、実質的オーナー、または当該国家の国内法が定めるその他の体制・関係を含む）を行う、②自然人または法人（国家および非国家主体を含む）の間の関係をいう。</p> <p>1.6 Regional integration organization (略)</p>
目的 (Statement of purpose) (2条)	<p>a. 越境的性格のビジネス活動 (business activities of transnational character) に関連する人権の尊重、促進、保護および充足の強化</p> <p>b. 越境的性格のビジネス活動 に関連する人権侵害の犠牲者のための実効的アクセスおよび救済の確保</p> <p>c. 国際人権法にもとづく国家の義務の履行に向けた国際協力の促進</p>	<p>2.1 本条約（法的拘束力ある文書）の目的は、</p> <p>a. ビジネス、とりわけ越境的性格の活動に関連する人権を尊重、保護、充足および促進する国家の義務の実効的な履行を明確にし、かつ進めること。</p> <p>b. 企業 (business enterprises) の人権義務の尊重および遂行を明確にし、確保すること。</p> <p>c. ビジネス活動 (business activities) に関連する人権侵害の発生を、実効的な監視と執行の仕組みによって防止し、軽減すること。</p> <p>d. ビジネス活動に関連する人権侵害の被害者のため、司法へのアクセスと実効的で適切かつ時宜を得た救済を確保すること。</p> <p>e. ビジネス活動（特に越境的性格の）に関連する人権侵害の防止と軽減のため、司法共助と国際協力を促進および強化し、かかる侵害の被害者に司法へのアクセスと実効的で適切かつ時宜を得た救済を提供すること。</p>
対象 (Scope) (3条)	<p>1. 越境的性格のビジネス活動 に関連する人権侵害に適用</p> <p>2. すべての国際人権および国内法にもとづく人権を適用</p>	<p>3.1 本条約（法的拘束力ある文書）は、越境的性格のビジネス活動 を含むあらゆるビジネス活動に適用する。</p> <p>3.2 3.1条にかかわらず、締約国は、本条約にもとづき企業に予防義務を課す場合、企業の規模、分野、活動様式または人権への影響の重大性に見合った形で、非差別的基盤で、企業がこの義務を果たす方法を法律で定めることができる。</p> <p>3.3 本条約（法的拘束力ある文書）は、国際的に承認されたすべての人権および基本的自由（世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、すべての中核的人権条約および基本的ILO条約を含む）を対象とする。</p>
定義(4条) 〔要約〕	<p>1. 「被害者」とは、越境的性格のビジネス活動 に関連する作為・不作為による、①身体的・精神的危害、②精神的苦痛、③経済権を含む経済的損失または人権の実質的毀損を受けたと申立てる個人・集団である。</p> <p>国内法に従い、必要に応じて、「被害者」には被害者本人の近親者もしくは扶養家族、ならびに被害を軽減もしくは予防するため被害者に関与もしくは支援したことによって損害を受けた者が含まれる。</p> <p>2. 「越境的性格のビジネス活動」とは、自然人または法人によってなされる（電子的手段でなされるものを含む）製造または商業活動などの営利目的の経済活動で、二か国以上の管轄権において行為、人物または影響が関わるものをいう。</p>	<p>4.1 ビジネス活動に関連する人権侵害の被害者は、国際的に承認されたすべての人権および基本的自由を享受する。</p> <p>4.2 4.1条にかかわらず、被害者は、</p> <p>a. 人道的に扱われる。</p> <p>b. 生命・身体の自由等を保護される。</p> <p>c. 司法へのアクセスおよび実効的救済を受ける権利を保障される。</p> <p>d. 苦情申立ての権利を保障される。</p> <p>e. プライバシーの権利等を保障される。</p> <p>f. 情報へのアクセスと法律扶助の利用を保障される。</p>
管轄権 (5条)	<p>1. 個人または集団が、その国籍もしくは居住地に関わらず、この条約が定める人権侵害をもたらす作為ま不作為につき提起する訴訟の管轄権は、以下の国家の裁判所に帰属する。</p> <p>a. 作為または不作為がなされた国家</p> <p>b. 作為または不作為を行なったと申立てられた自然人もしくは法人または自然人もしくは法人の団体が所在する国家の裁判所が所在する国家</p> <p>2. 法人または自然人もしくは法人の団体は、下記の場所に所在するとみなされる。</p>	

	<p>a.法令上の本部 b.運営の中核 c.実質的なビジネス上の利害関係 d.下部組織、機関、出先、支部、代表事務所等</p> <p>3.個人または集団のために苦情申立てが提起された場合には、個人等の同意を要する。ただし、苦情提起者がこの同意なしにこれを提起できるものとされているときは、この限りでない。</p>	
時効(6条) 〔概要〕	時効は、国際人権法の侵害（国際法にもとづく犯罪を構成する）には適用されない。	
適用法(7条) 〔概要〕	権限ある裁判所への申立てに関するすべての実体または手続事項は、裁判所の法が規律する。	
被害者の権利(8条) 〔概要〕	<p>(a)現状回復、金銭賠償、社会復帰（リハビリテーション）、再発防止、ならびに(b)環境修復および生態回復を含む国際法に従い、犠牲者の「公正で、実効的かつ迅速な司法へのアクセスおよび救済」への権利を再確認する。</p> <p>締約国には、以下が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を裁判所に提起する被害者の権利確保(2項) ・人権侵害を調査し、加害者に対し措置を講じる(3項) ・犠牲者への法的支援の提供(5項) ・犠牲者のための国際基金の創設(7項) ・被害者、その代理者、家族および証人が違法にプライバシーを干渉されず、脅迫・報復されないよう保護 	
予防(9条) 〔概要〕	<p>・締約国は国内法で、当該国内で越境的性格のビジネス活動を行うすべての者がデュー・ディリジェンス義務に取り組むことを確保するものとする(1項)。</p> <p>・デュー・ディリジェンスには、(a)人権影響の監視、(b)人権侵害の確認と評価、(c)人権侵害の防止、(d)財務関係以外の、最低限環境および人権に関する報告、(e)環境および人権影響評価の実施、ならびに(f)影響を受けた集団および関連ステークホルダーとの意味ある協議の実施を含む(2項)。</p>	
法的責任(10条) 〔概要〕	<p>・締約国は国内法を通じて、自然人および法人に、越境的性格のビジネス活動に関連してなされた人権侵害について刑事、民事または行政責任を負わせることを確保する(1項)。</p> <p>・越境的性格のビジネス活動に従事する者は、被侵害者への賠償責任があるとされた場合には、被害者への賠償または国家への金銭賠償を提供しなければならない(3項)。</p> <p>・国家は、国内法で、犯罪にあたる人権侵害に対する普遍的管轄権を設定するよう求められる(11項)。</p>	
司法共助(11条)		
国際協力(12条)		
国際法との整合性(13条) 〔概要〕	締約国は、国家の主権平等、領土保全ならびに他国の内政不干渉の原則と合致するよう、この条約上の義務を履行する。	

<p>制度の取り 決め (14条) 〔概要〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の履行を監視し、促進するため、専門家委員会を置く。 ・条約の実効的履行を確保するため、締約国は立法および行政措置をとらなければならない。 ・締約国は、「女性、子ども、障害者、先住民族、移住者、難民および国内避難民のような、企業活動との関連で人権侵害の高度な危険に直面する」紛争に影響された地域および集団に特別の注意を払わなければならない。 ・国際法上の犯罪を構成する国際人権法の侵害に関し、消滅時効は存在しない。 ・締約国会議を定期的を開催する。 	
<p>最終規定 (15条) 〔概要〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・履行・寄託・署名等 	